

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹内 洋

関税法基本通達等の一部改正等について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成17年法律第22号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 2の4-3の(1)中「加算税賦課決定通知書」を「関税の加算税賦課決定通知書」(C-1045)に改める。
2. 7の6-3中「又は無申告加算税」を「無申告加算税又は重加算税」に「(貨物指定の取消し手続)」を「((貨物指定の取消し手続))」に改める。
3. 8-2の(1)中「過少申告加算税又は無申告加算税」を「加算税(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この項から8-9までにおいて同じ。)」に、同項の(6)中「法12条の2第3項」を「法第12条の2第3項」に改める。
4. 第4節中12の3-2の次に次の2項を加える。

(隠ぺい又は仮装に該当する場合)

12の4-1 法第12条の4第1項又は第2項((重加算税))に規定する「関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実がある場合をいう。

(1) 次に掲げる事実があること

- イ 仕入帳、総勘定元帳等の帳簿、発注書、往復文書等の原始記録、契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表等の証拠書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表等の決算関係書類その他輸入貨物の課税標準を明らかにする書類（以下この項において「帳簿書類」という。）を破棄又は隠匿していること
- ロ 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下この項において同じ。）
）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行つていること
- ハ 特定の税率を適用するため、原産地証明書等証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該証明書の交付を受けていること
- ニ 税関長の輸入の許可を受けずに貨物を輸入しようとする事
- (2) 事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行つたこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記(1)に掲げることとなることに該当していることが、合理的に推認できること
(重加算税対象税額の計算)

12 の 4 - 2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項（（重加算税））及び令第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項（（重加算税を課さない部分の税額の計算））の規定により、隠ぺいし、又は仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。

第 2 税関様式関係通達（平成47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式）

1. 税関様式 C 第 1040 号（表面）を別紙 1 のように改める。
2. 税関様式 C 第 1040 号-2 を別紙 2 のように改める。
3. 税関様式 C 第 1045 号を別紙 3 のように改める。
4. 税関様式 C 第 1045 号-2 を別紙 4 のように改める。
5. 税関様式 C 第 1046 号を別紙 5 のように改める。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正）

1. 関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）
（ C - 1045 ）の記載要領の(1)を次のように改める。

「過少申告
(1) 無 申 告加算税賦課決定 第 号 の箇所は、処分の別によ
重 平成 年 月 日」

り、不要の文字を抹消し、通知書の発遣番号（暦年ごとの一連番号）及び発送年月日を記載する。

例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「無申告」及び「重」の文字を抹消する。

- 2．関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C - 1045）の記載要領の(2)中「又は無申告加算税」を「、無申告加算税又は重加算税」に改め、同通知書の記載要領の(4)中「過少申告・無申告」を「過少申告・無申告・重」に、「~~無申告加算税~~」を「~~無申告・重加算税~~」に、「~~国税通則法第一条~~」を「~~国税通則法第32条~~」に、「~~無申告加算税~~」を「~~無申告・重加算税~~」に改め、同通知書の記載要領の(5)中「までに同封」を「までに、同封」に改め、同通知書の記載要領の(6)中「~~過少申告・無申告加算税~~」の箇所及び「~~過少申告・無申告加算税~~」及び「~~重加算税~~」の箇所並びに」に改め、同通知書の記載要領の(6)の表を次のよう改める。

区 分	受入科目	過少申告 ・無申告 加算税	重加算税
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関 税	円 2,000	円
	税		
	消費税及び 地方消費税		

- 3．関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C - 1045）の記載要領の(8)のイ中「輸入申告の月日」を「輸入申告の年月日」に改め、同通知書の記載要領の(8)のハ中「上段」を「~~過少・無申告加算税（％）~~」の行」に、「加算税の額」を「加算税の額」に、「関税法第12条の2」を「関税法第12条の2第1項」に改め、「また、」を削り、「下段」を「~~過少・無申告加算税（加算分）（5％）~~」の行」に、「加算税の額」を「加算税の額」に、「~~」欄及び「~~」欄を「~~」及び「~~」欄」に改め、同通知書の記載要領の(8)のハに次のように加える。

また、「加算税の種類、率」欄の「重加算税（％）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「加算税の額」欄）には、関税法第12条の4（（重加算税））に規定する重加算税に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「~~」~~、「~~」~~、「~~」~~及び「~~」~~欄を、過少申告加算税（通常分）又は無申告加算税のいずれも適用がない場合には、「~~」~~、「~~」~~、「~~」~~、「~~」~~、「~~」~~及び「~~」~~欄を一括して抹消する。

- 4．関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C - 1045）の記載要領の(8)のニ中「のうち~~」~~」欄には、過少申告加算税（通常分）又は無申告加算税を「の各欄には、各加算税」に改め、「~~」~~」

欄には、過少申告加算税（加算分）の計算の基礎となる本税額について、」を削り、「及び第12条の3第2項」を「、第12条の3第4項又は第12条の4第3項」に、「再賦課決定の」を「再賦課決定により加算税額を減算する」に、「及び「」」を「、「」及び「」」に改め、同通知書の記載要領の(8)のホ中「「」又は「」」を「「」、「」又は「」」に、「又は「」」を「、「」又は「」」に、「及び第12条の3第2項」を「、第12条の3第4項又は第12条の4第3項」に、「最上段の「」」を「「加算税の額」」に改め、「（「×％」）」の次に、「及び「加算税の額」欄中括弧（「×％」）内」を加える。

5. 関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C-1045）の記載要領の(8)のへを削り、同通知書の記載要領の(8)のト中「「」欄」を「「」又は「」欄」に、「変更決定」を「賦課決定の減額の変更の賦課決定」に改め、同通知書の記載要領の(8)のトを同通知書の記載要領の(8)のへとし、同通知書の記載要領の(8)のチ中「（「」欄）」を「の「過少・無申告加算税（％）」の行（「」欄）」に、「「」欄に記載した金額と「」欄」を「「」欄に記載した金額又は「」及び「」欄に記載した金額の合計額について関税法第12条の2第5項又は第12条の3第4項の規定により端数処理を行った後の金額と「」欄」に、「この場合において、「」欄に記載した金額を「」欄」を「また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税（％）」の行（「」欄）には、「」欄に記載した金額について関税法第12条の4第3項の規定により端数処理を行った後の金額と「」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「」欄に記載した金額若しくは「」及び「」欄に記載した金額の合計額又は「」欄に記載した金額をそれぞれ上記のとおり端数処理を行った後の金額を、「」又は「」欄」に改め、同通知書の記載要領の(8)のチを同通知書の記載要領の(8)のトとし、同通知書の記載要領の(8)のりを同通知書の記載要領の(8)のチとする。
6. 関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C-1045）の記載要領の(8)のへを削り、同通知書の記載要領の(8)のりを同通知書の記載要領の(8)のチとし、同通知書の記載要領の(8)のチを同通知書の記載要領の(8)のトとし、同通知書の記載要領の(8)のトを同通知書の記載要領の(8)のへとする。

(納税者住所氏名) 殿
(代理人住所氏名) 殿

更正・決定・賦課決定 第 号
平成 年 月 日

関税更正・決定・賦課決定通知書

(内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する税額を関税法第 条 第 項、国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により下記のとおり更正決定したので、関税法第 条 第 項、国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、平成 年 月 日(納期限)までに同封の納付書により納付して下さい。

区分	納付すべき税額の合計額	関税		延滞税	裏面の計算による金額の合計額	
		税	円		免除する延滞税の額	法定納期限の翌日からこの通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額
区分	還付する金額の合計額	関税還付金		関税法第12条第6項による免除		
		税還付金				
		税還付金				

理由その他	
附記事項	
納税告知書の番号	第 号 告知の年月日 平成 年 月 日

記

番号	輸入申告書の番号及び 輸入申告の年月日	輸 入 貨 物		受入科目	区分	関税定率法別表の所属区分、又は種類等	課税標準	税率	税 額	納付すべき税額又は △還付する金額 <small>(更正又は再決定により増加した税額又は △減少した税額)</small>	法定納期限
		記号・番号	品 名								
				関税	更正前				円	円	
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						

関税更正・決定・賦課決定通知書(つづき)(その)

番号	輸入申告書の番号 及び 輸入申告の年月日	輸入貨物		受入科目	区分	関税率法別表 の所属区分、 又は種類等	課税標準	税率	税額	納付すべき税額又は △還付する金額 〔更正又は再決定によ り増加した税額又は △減少した税額〕	法定納期限	
		記号・番号	品名									
				関税	更正前				円	円		
					更正後							
					税	更正前						
						更正後						
					税	更正前						
						更正後						
				関税	更正前				円	円		
					更正後							
					税	更正前						
						更正後						
					税	更正前						
						更正後						
				関税	更正前				円	円		
					更正後							
					税	更正前						
						更正後						
					税	更正前						
						更正後						
				関税	更正前				円	円		
					更正後							
					税	更正前						
						更正後						
					税	更正前						
						更正後						

税関様式C第1045号

(納税者)	
住所氏名・名称	殿

過少申告
無申告
重加算税賦課決定第 号

平成 年 月 日

(代理人)	
住所氏名・名称	殿

(税関官署の長)

関税の加算税賦課決定通知書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第 項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日)(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額			
区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税
納付すべき税額 (又は還付する金額)の合計額	関税	円	円
	税	円	円
	消費税及び地方消費税	円	円

理由その他付記事項

(注)税額欄の 印は還付する金額であることを示す。

記

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名	受入科目	加算税の種類、率	加算税の計算の基礎となる本税額(既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付すべき(減少する)加算税の額
(1)	関税	過少・無申告加算税 () % ()	円	(× %) 円	円	(+ -) 円
		過少申告加算税(加算分) (5%) ()	円	(× 5%) 円	円	
		重加算税 () % ()	円	(× %) 円	円	(-) 円
		税	過少・無申告加算税 () % ()	円	円	円
	税	過少申告加算税(加算分) (5%) ()	円	円	円	
		消費税及び地方消費税	過少・無申告加算税 () % ()	円	円	円
	消費税及び地方消費税	過少申告加算税(加算分) (5%) ()	円	円	円	
		重加算税 () % ()	円	円	円	円

関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その)

輸入申告書の番号 及び輸入申告の年 月日並びに品名	受入 科目	加算税の 種類、率	加算税の計算の 基礎となる本税額 (既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納 付すべき(減少す る)加算税の額	
()	関 税	過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	(× %) 円	円	(+ -) 円	
		過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	(× 5%) 円	円		
		重加算税 () (%) ()	円	(× %) 円	円	(-) 円	
	税	過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	円	円	円	
		過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	円	円		
		重加算税 () (%) ()	円	円	円		
	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	円	円	円	
		過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	円	円		
		重加算税 () (%) ()	円	円	円	円	
	()	関 税	過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	円	円	円
			過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	円	円	
			重加算税 () (%) ()	円	円	円	円
税		過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	円	円	円	
		過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	円	円		
		重加算税 () (%) ()	円	円	円		
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		過少・無 申告加算税 () (%) ()	円	円	円	円	
		過少申告加 算税(加算 分)(5%) ()	円	円	円		
		重加算税 () (%) ()	円	円	円	円	

過少申告
無申告 加算税賦課決定 第 号
重

関税の加算税賦課決定明細書

(内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)

上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。

過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

輸入申告書の番号及び申告年月日	受入科目	今回納付すべき(増差)税額(注1)	隠ぺい又は仮装以外の事実に基づく税額			過少申告又は無申告加算税の基礎となる税額(端数処理前)	重加算税の基礎となる税額(端数処理前)
			正当な理由に基づく税額				
()	関税	a 円	b 円	c 円	d (b - c) 円	e (a-b) 円	
	税	円	円	円	円		
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円	
()	関税	円	円	円	円	円	
	税	円	円	円	円		
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円	

【正当な理由があると認めた事実】

Blank box for recording facts recognized as having a reasonable basis.

過少申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

受入科目	当初申告税額(又は50万円)(注2)	累積増差税額等(注3)	過少申告加算税(加算分)対象税額(端数処理前)(注4)	備考	
()	関税	f 円	g 円	h (d+g-f) 円	
	税	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	
()	関税	円	円	円	
	税	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	

(注1) 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増差)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増差)税額」を記載する。

(注2) 当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下段に当初申告税額を括弧で記載する。

(注3) 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計額を減算した額を記載する。

(注4) 累積増差税額(g)と過少申告加算税の基礎となる税額(d)の合計が当初申告税額(f)を超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))について、この金額を過少申告加算税の基礎となる税額(d)が下回るときは、同欄には(d)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下段に括弧で超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))を記載する。